	(3)　化学検査キット又は救急キットに収納される危険物の総容量が1L以下であって、かつ、総質量が1kg以下であること。 2　容器等級は、化学検査キット又は救急キットに収納されている危険物の容器等級のうち、最も小さいものとすること。
SP252	硝酸アンモニウムの濃度が80%以下の水溶液であって、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2%以下で、硝酸アンモニウムが析出しないものは危険物に該当しない。
SP270	最低運送温度における水溶液の濃度が飽和濃度の80%を超えないものは当該危険物に該当しない。
SP271	1　ラクトース、グルコース又は類似する物質は鈍感剤として使用することができる。ただし、この場合は鈍感剤を90質量%以上含むものとすること。 2　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ6(c)の外部火災試験により、火薬類に該当しないと判定されたものを除く。 3　98質量%以上の鈍感剤を含むものは、危険物に該当しない。
SP273	安定化され、自己発熱性がないものであって、1m³の立方体に堆積した試料を75±2℃で24時間加熱した場合に自然発火せず、かつ、堆積した試料の中心温度が200℃を超えないものは自然発火性物質に該当しない。
SP274	第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に化学名を付記したものとすること。
SP280	エアバッグインフレーター、エアバッグモジュール又はシートベルトプレテンショナーは、自動車用のものであって、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　備考2(1)から(7)までに掲げる判定基準により、危険物に該当する物質を内蔵するものであること。 (2)　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ6(c)の外部火災試験により、装置が爆発し、又はケーシング若しくは圧力容器が破裂しないものであって、かつ、破片が飛散する危険性及び消火その他の非常措置を妨げるような熱の発生がないと判定されたものであること。
SP283	次に掲げる要件を満たすショックアブソーバ（衝撃を吸収する装置を含む。）及び空気ばねは、危険物に該当しない。 (1)　ガスが充てんされている容器の容積が1.6L以下で、充てん圧力が28MPa以下のものであって、かつ、容積（Lを単位とする。）と充てん圧力（MPaを単位とする。）との積が8.0以下であること。 (2)　最小破裂圧力が20℃における充てん圧力の5倍（ガスが充てんされている容器の容積が0.5L以下のものにあっては、4倍）であること。 (3)　破裂した場合に、破片が生じない材料で作られたものであること。 (4)　火災時に圧力安全装置（火災の熱により分解される栓を含む。）が作動することにより、破片及び部品が飛散しないことを確認する火災試験に合格したものであること。
SP284	酸素発生器は、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　爆発装置を内蔵する酸素発生器にあっては、備考2(1)(ⅰ)の火薬類の等級の判定基準において火薬類に該当しないものであること。 (2)　外装容器に収納しない酸素発生器にあっては、1.8mの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えいがなく、かつ、酸素発生器が作動しないものであること。 (3)　作動装置を内蔵する酸素発生器にあっては、誤作動を防止するための措置が2以上講じられたものであること。
SP286	質量が0.5gを超えないニトロセルロース製メンブランフィルターであって、物品に含まれ、又は機密性のある包装が施されているものは危険物に該当しない。
SP289	乗物又はハンドル、ドア、シートその他の乗物の完成部品に組み込まれたエアーバッグインフレーター、エアバッグモジュール及びシートベルトプレテンショナーは危険物に該当しない。
SP290	収納される物質に放射性物質等以外の分類又は項目に該当する物質を含む場合は、L形輸送物の規準に加え、次に掲げる要件に従わなければならない。

	(1)　当該物質の容量又は質量が微量危険物の許容容量又は許容質量以下の場合は、その容器は備考5の2(1)注3の要件に適合しなければならない。 (2)　当該物質の質量又は容量が微量危険物の許容容量又は許容質量を超える場合は、当該物質が該当する品名の危険物として運送しなければならない。この場合において、当該物質の品名のほか、L型輸送物の品名を表示しなければならない。 (3)　上記(2)に該当する場合は、少量危険物として運送してはならない。
SP291	1　次に掲げる要件を満たす冷凍機器類に限る。 (1)　液化された引火性のガスは、当該冷凍機器類の構成要素に充てんされていること。 (2)　液化された引火性のガスを充てんする冷凍機器類の構成要素は、冷凍装置が作動する圧力の3倍以上の圧力に耐えるように設計され、かつ、試験されたものであること。 (3)　液化された引火性のガスにより破裂し、又は亀裂が生じないように設計され、製作されたものであること。 2　内蔵されているガスが12kg未満の冷凍機器類は、危険物に該当しない。
SP293	品名の定義は、次に定めるものとする。 (1)　強力マッチ　マッチの頭部に摩擦反応式発火部分及びほとんど燃えず炎が生じないが強力な熱を発生する部分が備えられているマッチをいう。 (2)　安全マッチ　箱、つづり若しくはカードが結合され、又は加えられたマッチであって、備えられた表面のみを摩擦することによって発火するマッチをいう。 (3)　硫化リンマッチ　固体の表面を摩擦することにより発火させるマッチをいう。 (4)　ろうマッチ　備えられた表面又は固体の表面を摩擦することによって発火するマッチをいう。
SP295	オーバーパック（パレットを使用するものに限る。）により運送する場合であって、オーバーパックに標札が付され、かつ、品名及び国連番号が表示されているときは、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の危険物に標札を付し、又は品名及び国連番号を表示することを要しない。
SP296	1　国連番号2990は自己膨張式救命器具（救命筏、個人用浮遊具、スライダー等）に、又、国連番号3072は自己膨張式以外の救命器具（救命筏、個人用浮遊具等）に適用する。当該品名が適用される救命器具は、次に掲げる危険物以外の危険物を内蔵していてはならない。 (1)　不慮の作動を防止する容器に収納された火薬類に該当する煙及び照明信号炎火を含む信号装置 (2)　国連番号2990については、装置当たりの正味質量が3.2gを超えない膨張装置のための作動薬包（等級が1.4であって、隔離区分がSとなるものに限る。） (3)　圧縮又は液化ガス（等級が2.2のものに限る。） (4)　蓄電池又はリチウム電池 (5)　少量の危険物（等級が3、4.1、5.2、8又は9のものに限る。）を含んだ救急用具又は修理道具 (6)　不慮の作動を防止する容器に収納された硫化リンマッチ 2　等級が2.2の圧縮又は液化ガス（容量120cm³以下のシリンダーに収納されたものに限る。）以外の危険物を内蔵していない救命器具であって、木製又はファイバー板製の外装容器に収納され、かつ、総質量（外装容器の質量を含む。）が40kg以下とされたものは、危険物に該当しない。
297	コンテナに収納された貨物の冷却に使用する場合は、当該危険物を収納する容器及び包装等は、規則第8条第1項、規則第20条及び規則第21条の規定にかかわらず、次に掲げる要件に従わなければならない。 (1)　冷却剤を必要とする危険物を収納した容器で、備考6(1)(一)中P203、P620、P650、P800、P901又はP904で規定する容器以外の要件に当てはまるものは、極低温に耐え、かつ冷却剤による変質又は著しい強度劣化を生じないものとし、圧力上昇による破壊を防ぐため、ガスを放出できるように設計・製作されたものであること。また、危険物は冷却剤が消失した後でも動くことがないように包装されたものでなければならない。